令和8年
（2026）
12/25
施行

こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point 1

こどもに接する現場で働く方は、
性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point 2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
こどもに接する業務に就くことができなくなります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。

こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外（放課後児童クラブ、学習塾など）は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

	義務対象	認定対象
対象事業	・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校） ・認可保育所、認定こども園 ・児童福祉施設　など	・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾、スポーツクラブ　など
対象業務	・教員 ・保育士 ・児童指導員　など	・保育従事者 ・放課後児童支援員 ・塾講師、指導員　など

対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

- 不同意性交等
- 不同意わいせつ
- 児童買春
- 児童ポルノ所持
- 痴漢
- 盗撮
- 未成年淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。

こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ☑ **性犯罪前科があると確認された場合**
- ☑ **戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合**

は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法　検索

こどもまんなか
こども家庭庁

2025年12月作成